

「下京区西部エリア活性化 エリアマネジメント組織の設立準備及び地域連携事業の
企画・運營業務」の委託に係る提案募集要項

1 募集の趣旨

次の2及び3に示す委託業務の受託候補者を「公募型プロポーザル方式」により選定するため、提案を募集するものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

下京区西部エリア活性化 エリアマネジメント組織の設立準備及び地域連携事業の
企画・運營業務

(2) 履行期間

契約の日から平成27年3月31日まで

3 委託業務の目的及び内容

別添「仕様書（提案用）」のとおり。

4 受託候補者に求める資格（応募資格要件）

受託候補者は、次の要件すべてを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。もしくは、特定非営利活動法人（NPO法人）又はボランティアグループ等の任意の非営利活動団体であること。
- (2) 下京区西部エリアに根付いた中長期的なまちづくり活動への参加が可能な者であること。
- (3) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。
- (4) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 参加希望申出書、提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

ア 参加希望申出書〈7部（原本1部及び複写6部）〉 第1号様式

イ 業務実績調書〈7部〉 第2号様式

本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載してください。（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで。）

なお、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名がわかる部分のみ）等を添付してください。

ウ 提案書〈7部（原本1部及び複写6部）〉 第3号様式

「仕様書（提案用）」の内容に沿って簡潔にまとめてください。

なお、本業務の担当者等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更することができません。

エ 見積書〈7部（原本1部及び複写6部）〉 第4号様式

本業務の受託見積金額を記入してください。なお、本様式とは別に応募者で使用する様式での見積書（具体的な内訳付き）も提出してください。

オ 定款の写し

（NPO法人の場合。任意団体にあつては、これに相当する書類の写し）〈1部〉

カ 最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書

（NPO法人の場合。任意団体にあつては、これらに相当する書類）〈1部〉

(2) 提案に際しての参考資料

次の資料を参考として提供します。

・「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議 報告書」（平成26年3月）

・マップ型情報冊子「京都しもにし通めぐり」（平成25年10月）

※ 提案書作成に際し、本要項及び(2)の資料のほかにも京都市から提案者へ提供する資料はありません。また現地調査等の立ち会いも致しません。提案に際し、必要と思われる事項については提案者において調査してください。

(3) 提出期限

平成26年5月1日（木）

なお、提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 提出場所及び提出方法

京都市総合企画局市民協働政策推進室まで持参してください。

郵送やFAXなどの他の方法は認めません。

6 質疑について

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、書面（様式自由）で、平成26年4月24日（木）午後5時までにFAX又は持参により提出してください。FAX送信の後、必ず電話で着信確認をお願いします。

質疑内容及び回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、本プロポーザルの参加者全員にFAXにて回答します。

7 受託候補者の選定方法、結果の通知方法、通知時期について

(1) 選定方法

提出された提案書を元に、概ね1週間以内にプレゼンテーションを行っていただき、同時にヒアリングを実施します。別添「評価要領」に基づいて評価し、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

※プレゼンテーション及びヒアリング日時等の詳細については別途通知します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、平成26年5月上旬頃、書面により提案者へ通知します。

(3) 選定されなかった理由の説明

選定されなかった場合は、その理由について、(2)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に、書面を提出することにより説明を求めることができます。

回答は、説明を求めることができる最終日から起算して休日を除く7日以内に、書面により回答します。

8 委託料上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9 支払条件

成果品検収後、受託者の請求により委託料を支払います。前払金はありません。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類及び技術提案書の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- (4) 資格確認書類及び提案書に記載した配置技術者は変更することができません。
- (5) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがあります。
- (6) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。

- (7) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (8) 本業務の受託によって、本件に関連する業務委託等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともありません。

京都市総合企画局市民協働政策推進室 プロジェクト推進担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3176 FAX：075-213-0443